令和8年
（2026）
12/25
施行

こどもに接する現場で働く皆さまへ

# こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point 1

こどもに接する現場で働く方は、
**性犯罪前科の有無の確認**が必要になります。

Point 2

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、
**こどもに接する業務に就くことができなく**なります。

## こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。

こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

## 制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外（放課後児童クラブ、学習塾など）は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

| | 義務対象 | 認定対象 |
|---|---|---|
| 対象事業 | • 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）<br>• 認可保育所、認定こども園<br>• 児童福祉施設　など | • 認可外保育施設<br>• 放課後児童クラブ<br>• 学習塾、スポーツクラブ　など |
| 対象業務 | • 教員<br>• 保育士<br>• 児童指導員　など | • 保育従事者<br>• 放課後児童支援員<br>• 塾講師、指導員　など |

## 対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

- 不同意性交等
- 不同意わいせつ
- 児童買春
- 児童ポルノ所持
- 痴漢
- 盗撮
- 未成年淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

## 今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

### 性犯罪前科の確認

**アカウント登録**

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



**戸籍等の登録**

性犯罪前科の確認手続に必要です。



### こどもの安全確保

**研修の受講**

性暴力防止への理解促進に必要です。



**日頃からの見守り等**

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、

- ☑ **性犯罪前科があると確認された場合**
- ☑ **戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合**

は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができません。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法　検索

こどもまんなか
こども家庭庁

2025年12月作成